

## II 均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、都民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」が改正されました。  
(都民税均等割の税率表については、申告書の記載の手引や東京都主税局ホームページをご参照ください。)

### 均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」(地方税法第52条第4項～第6項(第312条第6項～第8項))

#### 資本金等の額(地方税法第23条(第292条)第1項第4号の5)

##### 《改正前》

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額

##### 《改正後》(平成27年4月1日以後に開始する事業年度)

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額

ただし、無償増資<sup>※1</sup>、無償減資等による欠損填補<sup>※2</sup>を行った場合は、調整後の金額

##### ※1 無償増資

平成22年4月1日以後、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合、その増資額を加算する

##### ※2 無償減資等による欠損填補

・平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、減資(金銭その他の資産を交付したものを除く)による欠損の填補を行った場合及び資本準備金の減少による資本の欠損の填補を行った場合、欠損の填補に充てた金額を控除する  
・平成18年5月1日以後に、剰余金による損失の填補を行った場合、損失の填補に充てた金額を控除する  
この場合の控除額は、資本金等の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから一年以内に損失の填補に充てた金額に限る

#### 資本金等の額<sup>※</sup>と資本金+資本準備金との比較 (地方税法第52条第4項～第6項(第312条第6項～第8項))

上記の調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。

##### 資本金等の額<sup>※</sup>が大

資本金等の額<sup>※</sup>

⇒ 税率区分の基準

##### 資本金+資本準備金が大

資本金等の額<sup>※</sup>

⇒ 税率区分の基準

資本金+資本準備金

資本金+資本準備金

※ 資本金等の額 = 無償増資、無償減資等による欠損填補を調整後の金額

#### 《予定申告の経過措置》

平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の資本金等の額を用いることとする経過措置が設けられています。

# 平成27年度税制改正について (法人事業税・地方法人特別税・法人都民税)

## I 外形標準課税の改正

### 1. 外形標準課税法人の税率の改正(法人事業税・地方法人特別税)

平成27年4月1日以後に開始する事業年度及び平成28年4月1日以後に開始する事業年度について、外形標準課税法人の法人事業税・地方法人特別税の税率が段階的に改正されることとなりました。

#### 法人事業税の税率

法人の種類	所得等の区分	税率(%)					
		平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度		平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	
		不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率
外形標準課税法人 <small>地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 〔資本金等の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く)〕</small>	適軽用減税法税率 年400万円以下の所得	(1.6)	1.755	(2.2)	2.39	(1.5)	1.69
	年400万円を超え年800万円以下の所得	(2.3)	2.53	(3.2)	3.475	(2.2)	2.475
	年800万円を超える所得	(3.1)	3.4	(4.3)	4.66	(2.9)	3.26
	軽減税率不適用法人	—	—	—	—	(2.9)	3.26
	清算所得 <sup>※</sup>	—	—	—	—	(2.9)	3.26
	付加価値割	—	0.756	—	0.504	—	0.504
	資本割	—	0.315	—	0.21	—	0.21

※ 清算所得に対して課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後に解散した法人は、所得金額に課税されます。  
(注) ( )内の税率は、東京都での適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

#### 地方法人特別税の税率

課税標準	法人の種類	税率(%)		
		平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人	93.5	67.4	148

#### 外形標準課税の拡大について

- ◆ 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税が2年間で1/2に拡大されます。  
現行 1/4 → 平成27年度 3/8 → 平成28年度以降 1/2
- ◆ 付加価値割と資本割の比率は、現行どおり2:1とします。

《法人事業税の標準税率<sup>※1</sup>の改正》(年800万円を超える所得/軽減税率不適用法人の場合)

現行		平成27年度		平成28年度以降	
付加価値割	所得割 <sup>※2</sup>	付加価値割	所得割 <sup>※2</sup>	付加価値割	所得割 <sup>※2</sup>
0.48%	7.2%	0.72%	6.0%	0.96%	4.8%
資本割		資本割		資本割	
0.2%		0.3%		0.4%	
1 : 3		3 : 5		1 : 1	
(外形課税 : 所得割)		(外形課税 : 所得割)		(外形課税 : 所得割)	

※1 東京都では標準税率の適用はありません。

※2 所得割の税率には地方法人特別税を含みます。

※ 平成28年4月1日以後に開始する事業年度の税率については、東京都の法人事業税の超過税率の決定後、東京都主税局ホームページでご案内する予定です。

## 2. 付加価値割における所得拡大促進税制の導入 ※経過措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の①～③の要件を全て満たす場合には、所得拡大促進税制に係る措置として、法人事業税付加価値割の算定において一定額を控除します。(地方税法附則第9条第13項～第18項)

### 要件

※ 以下の①～③の計算については、原則として、法人税の所得拡大促進税制の計算の例によります。

- ① 雇用者給与等支給増加額 / 基準雇用者給与等支給額  $\geq$  増加促進割合  
【3% (H27)、4% (H28)、5% (H29)】
- ② 適用事業年度の雇用者給与等支給額  $\geq$  比較雇用者給与等支給額 (前事業年度の雇用者給与等支給額)
- ③ 適用事業年度の平均給与等支給額  $>$  比較平均給与等支給額 (前事業年度の平均給与等支給額)

### 控除額の計算

以下の算式により算定した金額を、付加価値額から控除します。

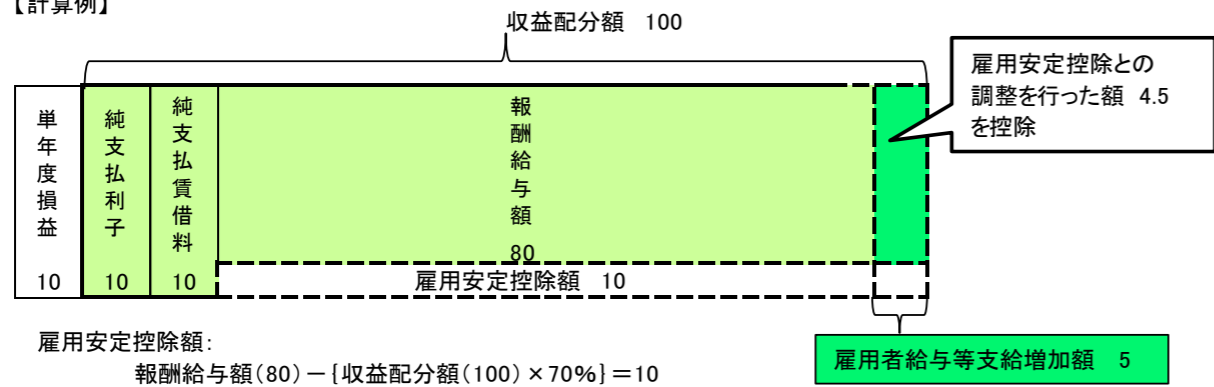
$$\text{所得拡大促進税制控除額} = \text{雇用者給与等支給増加額} \times \left\{ \frac{\text{収益配分額 (別表5の2④)} - \text{雇用安定控除額 (別表5の2⑨)}}{\text{収益配分額 (別表5の2④)}} \right\}$$

※ 労働者派遣を行っている場合は、調整後の額

※ 労働者派遣を行っている場合の雇用者給与等支給増加額の調整

$$\text{調整後の雇用者給与等支給増加額} = \text{雇用者給与等支給増加額} \times \frac{\text{報酬給与額計 (別表5の3⑫)}}{\text{報酬給与額計 (別表5の3⑫)} + \text{派遣先から支払を受ける金額} \times 75\% \text{ (別表5の3⑩)} \text{ 又は (小さい方) 派遣労働者等に支払う報酬給与額 (別表5の3⑨)}}$$

### 【計算例】



雇用安定控除額:  
報酬給与額(80) - [収益配分額(100) × 70%] = 10

所得拡大促進税制控除額:  
雇用者給与等支給増加額 (5)  $\times$   $\left\{ \frac{\text{収益配分額 (100)} - \text{雇用安定控除額 (10)}}{\text{収益配分額 (100)}} \right\} = 4.5$

### 留意事項

- ◆ 非課税事業、収入金額課税事業を併せて行う場合には、雇用者給与等支給増加額から非課税事業分、収入金額課税事業分を除外するため、按分計算を行います。ただし、区分経理が困難な場合は、従業者数による按分を行います。
- ◆ 解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度の申告、期限後申告については、適用対象となりません。

## 3. 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置 ※経過措置

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の①及び②の要件を満たす場合には、外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置として、法人事業税額から一定額を控除します。(地方税法改正法附則(平成27年)第8条、第9条)

### 要件

- ① 調整後付加価値額<sup>※1</sup> < 40億円
- ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の場合  
平成27年3月31日現在の税率を適用した事業税額<sup>※2</sup> < 基準法人事業税額<sup>※3</sup>  
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の場合  
平成28年3月31日現在の税率を適用した事業税額<sup>※2</sup> < 基準法人事業税額<sup>※3</sup>

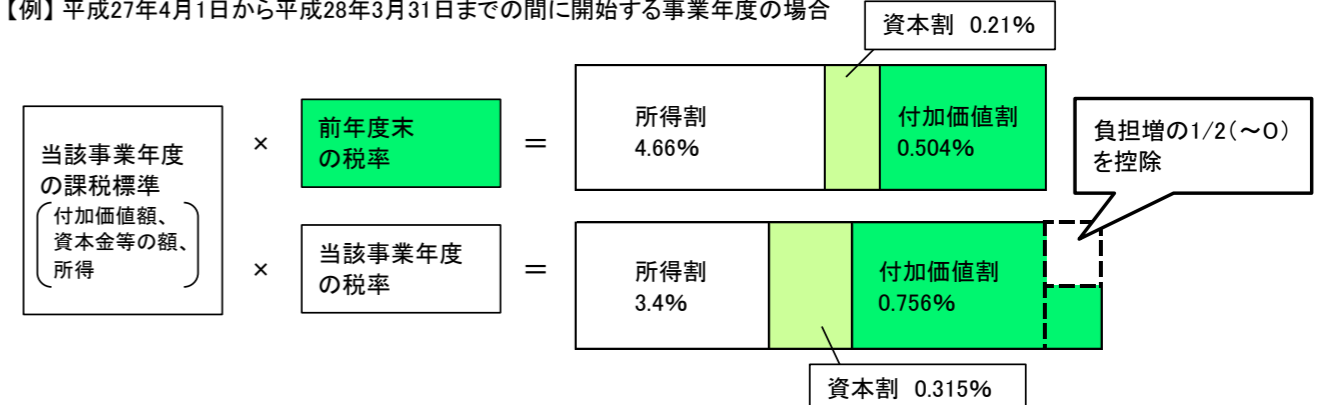
- ※1 付加価値額 × 12 ÷ 事業年度の月数(1月に満たない場合は1月とする)
- ※2 当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得(関係道府県に分割された後の金額、1,000円未満切捨て)に、それぞれ平成27年3月31日(平成28年3月31日)現在の規定による税率を乗じた金額(100円未満切捨て)の合計額
- ※3 当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

### 控除額の計算

付加価値額	控除額 <sup>※4</sup>
調整後付加価値額 ≤ 30億円	(※3 - ※2) × 1/2
30億円 < 調整後付加価値額 < 40億円	(※3 - ※2) × (40億円 - 調整後付加価値額) ÷ 20億円

※4 100円未満切上げ

【例】平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の場合



### 留意事項

- ◆ 仮決算による中間申告については、適用対象となりません。

## 4. 資本割の課税標準となる「資本金等の額」の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、外形標準課税法人の法人事業税資本割の課税標準となる「資本金等の額」は、資本金等の額(従来どおり、無償増資、無償減資等による欠損填補を調整後の金額)と資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額との比較により算定します。\*

※ 資本金等の額と資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額との比較による算定については、都民税均等割の税率区分(裏面Ⅱ参照)と同様の改正です。